

栃木県農業試験場における公的研究費の内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「栃木県農業試験場における公的研究費の運営管理規程」(令和2年8月1日制定)第17条に基づき、公的研究費(以下「研究費」という。)に係る内部監査(以下「監査」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査は、研究費の適正な管理を図ることを目的とする。

(監査部門の設置)

第3条 研究機関に、最高管理責任者の直轄組織として、監査部門を設置する。

2 監査責任者は次長兼研究開発部長とし、管理課及び研究開発部の職員の内、監査対象の当事者及び利害関係者を除く者の中から監査員若干名を指名するものとする。

(監査員の権限)

第4条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象部門等、関係部門等に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

(監査対象部門の協力義務)

第5条 監査の対象部門等は、円滑かつ効率的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査の実施)

第6条 監査部門は、研究費の管理・運営が適正に執行されているかを年1回、公的研究費による研究課題の10%以上の件数を抽出し、監査する。

2 監査の対象は、研究費の種別、研究者の所属、研究費の規模、リスクアプローチの観点等を考慮し、最高管理責任者が選定する。

3 監査は、会計書類の検査、関係職員へのヒアリング並びに購入物品の現物確認等により実施する。

(監査結果の報告等)

第7条 監査部門は、監査が終了したときは、監査報告書を作成し、速やかにその結果を監査責任者を經由して最高管理責任者に報告しなければならない。

2 監査責任者は、最高管理責任者に報告した監査報告書について、当該監査対象者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、監査の結果、不正発生要因が把握された場合は、これを分析し、類似事案の再発防止を徹底する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年8月1日から施行する。